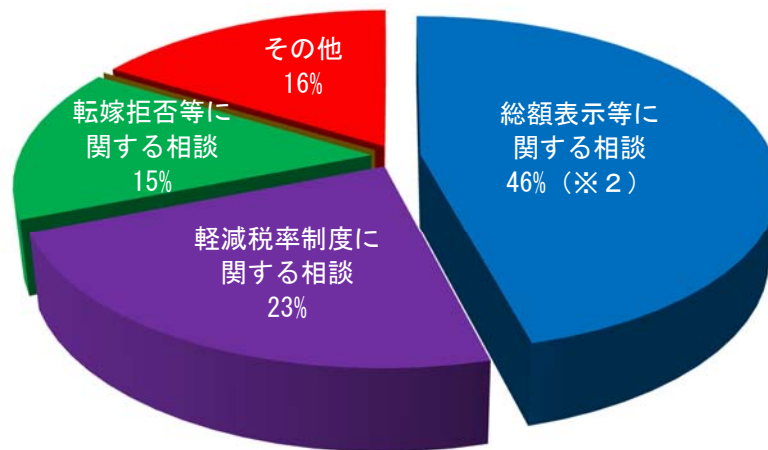


## 消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 30 年 3 月(3/1～3/31)の相談対応状況は以下のとおり。

### 1 相談件数

3 月の相談件数：電話 69 件、メール 5 件  
【相談内容（全 74 件）の内訳（※1）】



### 2 相談例

#### ○ 総額表示等に関する相談

Q. 消費者です。ゴルフ場の利用料の消費税について、例えば、税抜 11,000 円の利用料に消費税率を乗じた 11,880 円を 10 円単位で切上げて税込 11,900 円とするような処理方法は問題ないのでしょうか。

A. 税抜価格に上乗せする消費税相当額の端数をどのように処理（切捨て、切上げ、四捨五入など）して税込価格を設定するかは、それぞれの事業者の御判断によることとなります。

ただし、端数処理をして計算した税込価格が、税抜価格に消費税率8%を乗じた金額を上回る場合において、取引条件について実際のものよりも著しく有利であると誤認される表示を行っているときは、景品表示法の有利誤認表示として問題となる可能性があります。

具体的な表示が景品表示法の有利誤認表示に該当するかどうかは、お手数ですが、消費者庁(03-3507-8800)にお問い合わせください。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は0件

※2 うち総額表示に関する相談が21%、消費税一般に関する相談が79%

## ○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 事業者です。平成 35 年(2023 年)10 月1日から適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されると、適格請求書発行事業者としての登録を受けた事業者でないと、適格請求書を発行できないとのことですが、適格請求書発行事業者としての登録の申請はいつからできますか。

A. 適格請求書発行事業者の登録を受けるための申請書は、平成 33 年(2021 年)10 月1日から提出することができます。

詳細につきましては、国税庁ホームページの「軽減税率サイト」に掲載されている軽減税率制度に関するQ&A等でご確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

Q. 事業者です。軽減税率対象商品の仕入れに紐づいて、当該商品の仕入先から、当社が支払いを受けるリベートについては、軽減税率が適用されるということでしょうか。

A. 事業者が販売促進の目的で、課税資産の販売数量、販売高等に応じて取引先(課税仕入れの相手方のほか、その課税資産の製造者、卸売業者等の取引関係者を含む。)から金銭により支払を受ける販売奨励金等は、仕入れに係る対価の返還等に該当します。

仕入れに係る対価の返還等については、当該仕入れに係る対価の返還等の対象となった課税仕入れの事実に基づいて、適用される税率を判断することとなります。

したがって、仕入れに係る対価の返還等の対象となった取引が「飲食料品の譲渡」であれば、軽減税率が適用されます。

なお、御質問のリベートについて、仕入れに係る対価の返還等に該当するかの個別具体的な判断につきましては、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q. 事業者です。平成 31 年(2019 年)10 月1日から軽減税率制度が実施されると、レシートの代わりに発行する領収書についても、区分記載請求書等保存方式に従った、税率ごとの合計額の記載が必要ですか。

A. 軽減税率制度実施後、仕入税額控除を受けるための要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)
- ⑤ 書類の交付を受ける者の氏名又は名称

したがって、御質問のレシートに代えて交付する領収書であっても、課税事業者が仕入税額控除を受けるためには、上記④のとおり、税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)の記載が必要となります。

具体的な記載例につきましては、国税庁ホームページの「軽減税率サイト」に掲載されている軽減税率制度に関するQ&A等でご確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

Q. 軽減税率対策補助金の対象となる「電子的な受発注システム」は、社内の会計処理システムも含まれるのですか。

A. 「電子的な受発注システム」とは、メーカーや卸売業者、卸売業者と小売業者などとの間の発注や受

注のデータをやり取りするシステムであり、内部的に使用するシステムは対象とはなりません。また、発注や出荷、請求といった商取引における各種情報を取引先とやりとりするシステムが対象となるため、会計処理に係るシステムは補助対象外となります。

詳細は補助金事務局のホームページ(<http://kzt-hojo.jp/>)を御覧ください。御不明な点があれば、軽減税率対策補助金事務局コールセンター(0570-081-222)にお問い合わせください。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610